

川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会・川島町地域包括支援センター運営協議会について

1 委 員

協議会の委員は18名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。なお、協議会の構成員は、川島町地域包括支援センター運営協議会設置条例（平成25年川島町条例第45号）の委員を兼ねる。ただし、その委託先法人と利害関係を有する場合、地域包括支援センターの協議に係る議事を決することができない。

(1) 知識経験者

医師、看護師、地域包括支援センター、主任ケアマネジャー、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、さわやかクラブ（旧：老人クラブ）、シルバー人材センター、その他有識者

(2) サービス事業者

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅サービス事業者

(3) 公募による被保険者

第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳）、サービス利用者

2 任 期

3年間（第6期介護保険事業計画期間内）

平成27年4月1日（11月26日）～平成30年3月31日

3 会長・副会長

協議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員の互選による。

会 長＝会の代表者、会の総理や会議の議長を行う。

副会長＝会長不在のとき、会長の代理を行う。

4 協議内容

【川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会】

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定、執行状況の点検及び評価

(2) 介護保険制度の運営状況に関する事項

(3) その他必要な事項

【川島町地域包括支援センター運営推進協議会】

(1) 次の内容の承認

ア 地域包括支援センター、指定介護予防支援事業所の設置、変更及び廃止等

イ 要支援認定者のケアプラン作成の居宅介護支援事業所への委託

ウ その他必要な事項

(2) 次の内容の協議及び評価

ア 地域包括支援センターの公正中立な運営について

イ 事業計画、事業報告、予算書及び決算書、ケアプラン作成状況について

ウ 地域包括支援センター実施方針に基づく事業の評価

エ 地域包括支援センター職員の人材確保及び育成について

オ その他必要な事項

5. 委員委嘱期間の予定

平成27年度（1年目） 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の点検・評価
介護保険の運営状況

地域包括支援センターの運営・評価に関すること

平成28年度（2年目） 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の点検・評価
介護保険の運営状況

地域包括支援センターの運営・評価に関すること

平成29年度（3年目） 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定
高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の点検・評価
介護保険の運営状況

地域包括支援センターの運営・評価に関すること